

人事労務のプロがお届けする情報ボックス

# ろうむの玉手箱

〒950-2101 新潟市西区五十嵐1の町7229-2

小野本 社労士 事務所  
TEL 025-268-6120 / FAX 025-268-6130

Email: info@sr-onomoto.jp

URL : <http://www.sr-onomoto.jp/>

: <http://office375.sr-onomoto.jp/>

## ◆ 社保の手続きはいつまでに? ◆

「ウツカリ雇用保険の加入手続きをしていない従業員がいたのだが・・・」

聞くと、入社して4年以上たつ従業員の、雇用保険の加入手続きがなされていなかったというのです。

前任者のときのことで、どうして加入手続きがもれてしまったのかはわかりません。毎月の給与から保険料は引かれていましたが、今からさかのぼって手続きはできるのでしょうか。

### ■ 重要ポイント



雇用保険や社会保険の手続きは、手続きしなければならない期日が決まっている。期日を過ぎた場合でもさかのぼることができる手続きもあるが、事実を確認する書類の添付などが必要となる。高年齢雇用継続給付や育児休業給付の申請は期限を過ぎての申請は認められない。

### ■ 雇用保険の加入手続きは翌月の10日までに

新しく人を採用して雇用保険に加入する資格取得手続きは翌月10日までに行います。4月1日入社であれば、5月10日までにすればよいことになります。

手続きを忘れていて、取得日を6カ月以上遡る場合は、遡る全期間分の賃金台帳および出勤簿と遅延理由書が必要となります。

遡及可能期間は、原則は過去2年間ですが、平成22年10月より、雇用保険料が給与から控除されていたことが確認できる場合は、2年を超えて遡ることができるようになります。

した。

雇用保険料が控除されていたことがわかる給与明細か賃金台帳、その期間の出勤簿を添付します。また、「被保険者にかかる確認を行う日の2年前の日よりも前の期間に係る雇用保険の被保険者となったことの届け出に関する聴取書」の提出が求められます。

雇用保険の手続きを怠っていると、離職のときに困ることになります。失業給付は在職期間で大きな差が出るからです。

2年を超えて遡ることができるようになったのは労働者にとって有利な改定ですが、ウツカリ忘れないようにしたいものです。

### ■ 雇用保険の喪失手続きは10日以内に

被保険者喪失届・離職票の作成は10日以内に行うことになっています。

喪失届を行っていないと、次の就職先で資格取得の手続きができません。雇用保険の個人の番号は会社を変わっても継続するからです。もし、喪失日を6カ月以上遡及する場合は、退職日を確認できる出勤簿などの添付書類が必要となります。



夏の朝は朝顔がさわやか

### ■ 社会保険の資格取得は5日以内に

新しく人を採用したときの社会保険の加入手続きは5日以内に行うことになっています。法令で5日以内と定められてはいますが、少し過ぎても問題なく処理されます。

資格取得日を届出日より60日以上遡及させる場合は添付書類(資格取得日を確認するための出勤簿と賃金台帳)が必要となります。

### ■ 社会保険の資格喪失は5日以内に

退職したときの社会保険の資格喪失は5日以内に行わなければなりません。

資格喪失が遅れると、在職していない人の社会保険料を負担し続けることとなります。60日以上遡及させる場合は、事実が確認できる添付書類をつけて喪失手続きをします。

会社を退職した場合、健康保険証が使用できるのは退職日までですが、保険証を返還しないで、退職日を過ぎて健康保険証を使ってしまうケースが最近増えています。誤って使ってしまうと、後日、健康保険で支払われた医療費は、協会けんぽから資格喪失された人に直接返還請求されます。

### ■ 被扶養者異動届は5日以内に

家族が勤めをやめたなどで、被扶養者になれるのに、届出をしていなかったというケースもよくあります。被扶養者異動届は5日以内にしなければなりません。60日以上遡及の場合は確認書類を添付することにより、手続きが可能です。

収入確認のために退職者であれば離職票、年金受給者であれば年金受取額のわかる通知書、自営業であれば確定申告書などが必要になります。同居確認のために世帯全員の住民票の写しなどが求められることもあります。

(期限内の手続きであっても、被扶養者の状況により、収入確認の書類や同居確認の書類を添付しなければならないことはあります。)

### ■ 賞与支払届も5日以内に

被保険者に賞与を支払ったときの届出期限も5日です。

育児休業期間中は社会保険料が労使ともに免除になりますが、免除であっても賞与を支払ったのであれば、その金額を届け出なければなりません。

育児休業期間中の賞与は、保険料が免除されていても将来の年金額に反映されるので、届出が要るのです。

### ■ 月額変更届はすみやかに

随時改定に該当する被保険者がいるときは、すみやかに月額変更届を出します。

改定年月の初日(1日)を受付年月日より60日以上遡及させる場合は、添付書類(固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月までの賃金台帳と、その間の出勤簿)が求められます。会社の役員の月額変更届の遡及の場合は、賃金台帳と報酬の改定を決議した議事録が必要です。

### ■ 高年齢雇用継続給付金は期限内に

60歳から65歳までの間、一定の要件に該当する人に支給される高年齢雇用継続給付金ですが、あらかじめ指定されている申請期日を過ぎた場合は、受け付けてもらえません。

### ■ 育児休業給付金は期限内に

育児休業を取得している人に給付される育児休業給付金も、あらかじめ指定されている申請期日を過ぎた場合は、受け付けてもらえません。

平成26年4月以降、育児休業給付金は、180日に限り67%に上がっています。(それ以降は従来どおり50%) 申請期限を過ぎることがないように気をつけなければなりません。

### ■ 傷病手当金の請求の時効は2年

健康保険に入っていてよかったという給付に傷病手当金と出産手当金があります。

どちらも標準報酬日額の3分の2が、労務に服さなかった日について支給されます。

病気や出産の場合の所得保障である、健康保険のこれらの給付の時効は2年です。

### ■ 手続き漏れの確認のために

職安に「事業所別被保険者台帳」を申請すると、加入者リストを出してもらえます。

年金事務所に「厚生年金被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表提供申出書」を提出すると、加入者名と被扶養者である国民年金第3号被保険者のリストがもらえます。

## トピックス

## ストレスチェックの実施が義務となります



労働安全衛生法が改正され、労働者数50人以上の事業場で、ストレスチェックを行うことが義務となることが決まった。(平成26年6月25日公布)

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握する為の検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務となる。
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止される。
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止される。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となる。

メンタル不調で労災申請する人の増加が背景にある。心身の健康状態の把握がより求められる。

## 労働関係の言葉

## ～ 雇用保険二事業 ～

雇用保険料は失業給付などの給付の事業と、雇用保険二事業に使われている。

失業給付等の給付と雇用保険二事業の事業規模は給付額の比で約3対1。

二事業(雇用安定事業と能力開発事業)のうち、雇用安定事業とは雇用維持などのための事業主に対する助成金の支給、中高年齢者等の再就職支援、若者や子育て女性に対する就労支援を行う事業のことで、能力開発事業とは、在職者や離職者に対する職業訓練の実施、教育訓練への支援を行う事業と説明されている。



## 【スタッフからひとこと】

## 保険料が免除でも…

産前産後、育児休業中で社会保険料免除期間に賞与支給があった場合、賞与分の保険料も免除になります。

賞与が30万円の場合、健康保険料14,850円と厚生年金保険料25,680円合計40,530円が免除になります。(同額の使用者負担も免除)年金保険料は、払ったものとみなされ、将来の年金に反映されます。

賞与支払届は免除でも忘れずに!

## 【マイカー通勤許可願 とっていますか】 7月□日

通勤は従業員全員がマイカーを使っている、そんな会社は少なくありません。通勤時間は使用者の管理下にある時間ではなく、もちろん、労働時間ではありません。通勤の手段として、マイカーを使うのであれば、会社に対し、

「マイカー通勤許可願い」を出してもらい、免許証のコピーと必要な保険に加入している証明書を添えて、免許を取ったばかりなどのときは、一定の期間許可しないということも考えるべきでしょう。

通勤のときの事故にも労災保険が適用されますが、労災保険が広く適用されるだけで、通勤災害は労働災害ではありません。通勤に該当するかの判断は「就業に関する往復であること」「住居と就業場所との往復であること」「合理的な経路および方法であること」などです。

子どもを保育園に預けるためとか、事故の渋滞を避けるためなどの理由で通勤経路を逸脱した時の通勤災害は労災保険が適用されます。

